

南極地域の環境の保護および保存に関する法律（仮訳） (Act relating to the protection and conservation of the environment of the Antarctic)

オーストラリアは、南極のあざらしの保存に関する条約の締約国である。

同条約の実施に関する規定を設けることが望ましい。

オーストラリアは、環境保護に関する南極条約議定書の締約国である。

同議定書の実施に関する規定を設けることが望ましい。

南極地域の環境保護に関するその他の規定を設けることが望ましい。

そこで、英国女王ならびにオーストラリア連邦の上院および下院は、以下のとおり制定する。

パート 1—序文

1 略称

本法律は、「1980年南極条約（環境保護）法（Antarctic Treaty (Environment Protection) Act 1980）」と称することができる。

2 開始

- (1) サブセクション (2) を条件として、本法律は、国王の裁可を受けた日に実施されるものとする。
- (2) セクション 16~21 (16、21 のセクションを含む) は、本法律が国王の裁可を受けた日から 6 カ月間が満了した時点で実施されるものとする。

3 解釈

- (1) 本法律において、反対の意図が表明される場合を除き、

「航空機」とは、大気圏において空気の反作用または浮力から支持を引き出すことのできる機械または装置を意味するが、ホバークラフトを含まない。

「動物」は、以下を含む。

- (a) 在来鳥類、在来無脊椎動物および在来あざらし
- (b) 卵、卵の一部および殻
- (c) 死んだ動物および死んだ動物の一部（ただし、死んだ動物または死んだ動物の一部から製造されたものを除く）

Section 3

「別の締約国」とは、オーストラリア以外の本条約の締約国を意味する。

「南極地域」とは、南緯 60 度以南の地域を意味し、その地域のすべての氷棚を含む。

「南極特別管理地区」とは、セクション 8 に基づいて南極特別管理地区と宣言された地区を意味する。

「南極特別保護地区」とは、セクション 8 に基づいて南極特別保護地区と宣言された地区を意味する。

「物品」は、物質または物質の混合物を含む。

「オーストラリア」は、そのすべての領土を含む。

「オーストラリアの探検隊」とは、以下の 1 つまたは複数によって組織された探検隊を意味する。

- (a) オーストラリアの組織
- (b) オーストラリア市民
- (c) オーストラリアに居住し、または住所を定めている人

「オーストラリア国民」とは、以下を意味する。

- (a) オーストラリア市民
- (b) オーストラリアで設立され、または主にオーストラリアで活動を実施している法人

「オーストラリアの組織」とは、以下を意味する。

- (a) オーストラリアで設立され、またはその活動が主としてオーストラリアで実施されている法人
- (b) 構成員の過半数がオーストラリア市民であり、またはオーストラリアに住居を定めている非法人の団体または社団

「オーストラリアの財産」とは、以下の財産を意味する。

- (a) 航空機または船舶の場合は——オーストラリアの管理下にあり、または民間航空規則に従ってオーストラリアの航空機として登録され、もしくは場合に応じて、オーストラリア全体に適用される船舶の登録に関する法律もしくは帝国法（特定目的のみでの船舶の登録に関する法律もしくは帝国法を除く）に基づいてオーストラリアで登録されている財産
- (b) その他すべての場合は——オーストラリアの管理下にある財産

「基本的環境原則」とは、マドリッド議定書第 3 条に定める環境原則を意味する。

「CAMLR 条約」とは、南極の海洋生物資源の保存に関する条約を意味し、英語版が 1981 年南極海洋生物資源保存法（Antarctic Marine Living Resources Conservation Act）の別紙に掲載されている。

「CEMP 現場」とは、以下のモニタリング現場を意味する。

- (a) CAMLR 条約の締約国が実施する生態系監視プログラムのために設置された現場
- (b) 南極海洋生物資源保存委員会が同委員会の採択した保存措置 18/IX に従って採択し、1991 年 5 月 7 日にオーストラリアに対して拘束力を生じた管理計画

「採集する」は、在来植物との関連で使われる用語であり、当該植物を切断し、または当該植物に有害物質を適用することを含む。

「違反」は、規定との関連で使われる用語であり、当該規定の不遵守を含む。

「対応する法律」とは、差し当たり有効な別の締約国の法律で、本条約またはマドリッド議定書を実施するものを意味する。

動物を「乱す」とは、当該動物との物理的接触以外の方法で動物の行動に変化をもたらすことを意味する。

「操縦する」とは、航空機との関連で使われる用語であり、当該航空機を陸上または水上で移動させることを意味する。

「外国の」とは、オーストラリア以外の国のもの、またはオーストラリア以外の国と関係があるものを意味する。

「歴史的記念物」とは、セクション 8A に基づいて歴史的記念物と宣言された記念物を意味する。

「史跡」とは、セクション 8A に基づいて史跡と宣言された場所を意味する。

「氷」は、雪を含む。

「オーストラリアの管理下にある」とは、以下のいずれかの 1 つまたは複数が管理または所有していることを意味する。

- (a) オーストラリア連邦（国防軍の部門を含む）または州もしくは南極領土
- (b) オーストラリア連邦または州もしくは南極領土の法律によって、または当該法律に基づいて、公共のために設立された法人
- (c) 州または南極領土の法律に基づいて設立された会社またはその他の法人で、オーストラリア連邦が支配的持分を有する会社またはその他の法人
- (d) パラグラフ 4(1)(b)によって本法律が適用される 1 人または複数の人

「南極地域に原産」は、自然の分散作用を通して南極地域に発生することを含む。

「監視員」とは、以下を意味する。

- (a) セクション 13 に基づいて監視員に任命された人

Section 3

(b) セクション 14 に記載する人

「干渉」とは、サブセクション (7) の影響を受ける意味を有する。

「陸地 (着陸する)」 :

- (a) 航空機との関連で動詞として用いる場合は、航空機を水上に降ろすことを含む。
- (b) 名詞として用いる場合は、氷を含む。

「マドリッド議定書」とは、環境保護に関する南極条約議定書を意味し、英語版 (附属書 IV を除く) が別紙 3 に掲載されている。同議定書は、1991 年 10 月 4 日にマドリッドで採択され、署名できるようになり、1991 年 10 月 18 日にボンで開催された第 16 回南極条約協議国会議によって採択された勧告 XVIIIO に従って、当該勧告に添付の附属書が議定書の附属書 V として追加された。

「鉱物」とは、非生物の再生不能天然資源を意味する。

「採掘活動」とは、鉱物の回収もしくは開発のために、またはそれに関連して行われる活動 (鉱物の試掘および探査を含む) を意味するが、本条約の意義の範囲内における学術調査または科学研究に必要な活動を含まない。

「在来鳥類」とは、以下を意味する。

- (a) 生活環のいずれの段階にあるかを問わず、南極地域に原産のあらゆる種の鳥類の個体 (卵、卵の一部および殻を含む)
- (b) パラグラフ (a) に記載するあらゆる種の死んだ鳥類または死んだ鳥類の部分

「在来無脊椎動物」とは、生活環のいずれの段階にあるかを問わず、南極地域に原産の陸生無脊椎動物または淡水性無脊椎動物を意味する。

「在来植物」とは、生活環のいずれの段階にあるかを問わず、南極地域に原産の種類の植物 (種子を含む) を意味する。

「在来あざらし」とは、以下を意味する。

- (a) 生活環のいずれの段階にあるかを問わず、南極地域に原産のあらゆる種のあざらしの個体
- (b) パラグラフ (a) に記載する種の死んだあざらしまたは死んだあざらしの部分

「許可」とは、本法律のパート 2 に基づいて有効な許可を意味する。

「植物」は、在来植物を含む。

「財産」とは、あらゆる種類の財産を意味し、上記の一般性を制限することなく、航空機および船舶を含む。

「公認外国認可」とは、以下の許可、認可または取り決めを意味する。

- (a) 南極地域における活動の実施を認可するもの。
- (b) 以下のいずれかに該当するもの。
 - (i) マドリード議定書に基づいて、南極地域における当該活動の実施に関連してオーストラリアと同じ義務を受け入れている同議定書の（オーストラリア以外の）締約国が、発給、付与または実行したもの。
 - (ii) あざらし条約に基づいて、南極地域における当該活動の実施に関連してオーストラリアと同じ義務を受け入れている同条約の（オーストラリア以外の）締約国が、発給、付与または実行したもの。

「あざらし条約」とは、南極のあざらしの保存に関する条約（英語版が別紙 1 に掲載されている）を意味し、議定書の附属書の以下の修正によって影響を受ける。

- (a) 同条約締約国の代表が 1988 年の条約運用見直し会議で勧告し、
- (b) 同会議の報告書のパラグラフ 21、31 および 36 に盛り込まれ、英語版が別紙 2 に掲載されており、
- (c) 1990 年 3 月 27 日に効力を生じた修正。

「特別保護種」とは、セクション 7C に基づいて宣言された特別保護種の在来あざらし、在来鳥類または在来植物を意味する。

「採捕する」は、在来鳥類または在来あざらしとの関連で使われる用語であり、捕獲することを含む。

「南極領土」とは、オーストラリア南極領土を意味する。

「本法律」は、規則を含む。

「本条約」とは、1960 年南極条約法の別紙に掲載される南極条約を意味し、本セクション開始後に加えられ、オーストラリアに関して現在、有効な当該条約の変更または修正を含む。

「車両」は、ホバークラフトを含む。

「船舶」とは、あらゆる種類の船またはボートを意味し、浮体構造物を含むが、ホバークラフトを含まない。

- (2) 反対の意図が表明される場合を除き、本法律でいうウイルスまたは細菌は、ウイルスもしくは細菌を含有している物品、またはウイルスもしくは細菌に感染した物品、動物もしくは植物を含むと解釈するものとする。
- (3) 本法律でいう違反は、本法律との関連で、1914 年犯罪法セクション 6 の違反、または刑法セクション 11.1、11.4 もしくは 11.5 の違反を含むと解釈するものとする。
- (4) 本法律でいうオーストラリア連邦警察のメンバーまたは警官隊のメンバーは、オーストラリア連邦警察の特別メンバーを含むと解釈するものとする。

Section 4

- (5) 反対の意図が表明される場合を除き、本法律および本条約またはマドリード議定書の両方で用いられる表現は（本条約または議定書で特定の意味を付与されているかどうかに関係なく）、本法律において、本条約または議定書（場合に応じて）と同じ意味を有する。
- (6) 反対の意図が表明される場合を除き、本法律およびあざらし条約の両方で用いられる表現は（同条約で特定の意味を付与されているかどうかに関係なく）、本法律において、同条約と同じ意味を有する。
- (7) 本法律でいう他の方法で動物に干渉すること、または動物へのその他の干渉をもたらすことは、当該動物を乱すことを含まない。

注： 「乱す」は、サブセクション (1) に定義するとおりである。

4 本法律の適用

- (1) 1960年南極条約法のサブセクション 4 (1) を条件として、
 - (a) 本法律は、南極領土において、人および財産（外国の人および財産を含む）との関連で適用される。
 - (b) 本法律は、オーストラリア国外において、以下との関連で適用される。
 - (i) オーストラリア市民
 - (ii) オーストラリアの探検隊およびオーストラリアの探検隊のメンバー
 - (iii) オーストラリアの組織
 - (iv) オーストラリアの財産である航空機、船舶または車両の乗組員（担当者を含む）
 - (v) オーストラリアの財産
- (2) 本法律は、以下を条件として効力を有する。
 - (a) 国際法に基づくオーストラリアの義務（オーストラリアを拘束する国際協定に基づく義務を含む）
 - (b) 当該協定を実施するオーストラリア連邦の法律

5 領土への本法律の適用

本法律は、あらゆる外部領土に適用される。

6 国王に対する拘束力

本法律は、オーストラリア連邦、そのそれぞれの州、オーストラリア首都特別地域、北部特別地域およびノーフォーク島の当然の権利として国王を拘束する。ただし、本法律のいずれの規定も、違反のために国王を起訴させるものではない。

6A 刑法の適用

刑法第 2 章は、本法律のすべての違反に適用される。

注： 刑法第 2 章は、刑事責任能力の一般原則を定めている。

7 その他の法律の適用

- (1) 他のいかなる法律にもかかわらず、ただし規則を条件として、ある人が行った行為が許可または公認外国認可によって認可されている限り、当該行為について、または当該行為との関連で、その人に対していかなる措置または手続きも起こされない。
- (2) 1999 年環境・生物多様性保護法第 15 部第 4 区分の規定が本法律の規定と矛盾する場合は、同法または本法律の開始後に実施されるその他の法律の規定で特別に定めるときを除き、後者が優先し、前者は当該矛盾の範囲に限り、効力を有しない。ただし、サブセクション (1) を条件として、それぞれの規定は、同時に実施できる限り、本サブセクションにおいて矛盾するとはみなさないものとする。
- (3) パラグラフ 4 (2) (b) を条件として、1999 年環境・生物多様性保護法セクション 356 の目的で定められた規則が本法律に基づいて定められた規則と矛盾する場合は、後者が優先し、前者は当該矛盾の範囲に限り効力を有しない。ただし、サブセクション (1) を条件として、それぞれの規則は、同時に実施できる限り、本サブセクションにおいて矛盾するとはみなさないものとする。
- (4) 南極地域の指定された地区の上空における航空機の飛行を規制または禁止する規則の規定は、オーストラリア連邦の法律または対応する法律と矛盾する範囲に限り効力を有しない。ただし、当該規定は、その法律と同時に実施できる限り、本サブセクションにおいてその法律と矛盾するとはみなさないものとする。
- (5) 南極領土の法律は、規則の規定と矛盾しない範囲内で効力を有する。ただし、当該法律は、その規定と同時に実施できる限り、本サブセクションにおいてその規定と矛盾するとはみなさないものとする。
- (6) 本セクションにおいて、「本法律」は、規則を含まない。

7A 基本的環境原則に従う行動の必要性

大臣は、本法律に基づいて権限を行使し、責務を遂行するにあたって、基本的環境原則と一致する方法で行動しなければならない。

Section 7C

パート 2—南極の動物相および植物相の保存

7C 特別保護種

- (1) サブセクション (2) を条件として、ある種の在来あざらし、在来鳥類または在来植物が特別保護種としての指定を目的にマドリッド議定書の附属書 II に明記されている場合、大臣は、官報公示によって、当該種を特別保護種と宣言することができる。
- (2) ある種の在来あざらしまたは在来鳥類が、本セクションの開始直前に、その時点で有効なサブセクション 8 (7) に基づく宣言によって特別保護種であった場合、当該宣言は、本法律において、本セクションの開始時点でサブセクション (1) に基づいて行われた宣言であるかのように効力を有する。
- (3) 大臣は、官報公示によって、サブセクション (1) に基づいて行われた宣言またはサブセクション (2) に記載する宣言を変更し、または取り消すことができる。

8 南極特別保護地区等

- (1) 本セクションにおいて、

「地区」とは、以下を意味する。

 - (a) 南極地域内の陸地または海域
 - (b) 当該陸地および当該海域の一地区
 - (2) サブセクション (4) を条件として、総督は、以下の措置を講じることができる。
 - (a) 告示によって、当該告示に明記する地区を南極特別保護地区と宣言する。
 - (b) 同じ告示または別の告示によって、当該告示に明記する地区を南極特別管理地区と宣言する。
 - (3) 南極条約協議国がマドリッド議定書の附属書 V 第 6 条に基づいてある地区に関する管理計画を採択していない場合は、当該地区を南極特別保護地区または南極特別管理地区と宣言することはできない。
 - (4) ある地区がサブセクション (2) に基づく告示によって南極特別保護地区または南極特別管理地区と宣言されている場合、
 - (a) 当該告示に明記する地表の下に広がる当該地区内の下層土、
 - (b) 当該地区内の氷棚の下または海域下の海水および海底、ならびに
 - (c) 当該告示に明記する海底の下に広がる当該海底の下層土は、南極特別保護地区または南極特別管理地区内にあるものとみなす。
 - (5) 本セクションの開始直前に特別保護地区または科学上の特別の関心を引く場所であった地区は、本法律において、本セクションの開始時点でサブセ
-

クション (2) に基づいて行われた告示によって南極特別保護地区と宣言されているものとみなす。

- (6) 総督は、告示によって、以下の措置を講じることができる。
 - (a) 南極条約協議国が採択した管理計画の修正に従って、南極特別保護地区または南極特別管理地区の境界を変更する。
 - (b) ある宣言が関連している地区に関する管理計画が取り消された場合に、サブセクション (2) に基づいて行われ、または行われたものとみなされる宣言を取り消す。

8A 史跡および歴史的記念物

- (1) サブセクション (2) を条件として、総督は、告示によって、当該告示に明記する場所または記念物を史跡または歴史的記念物と宣言することができる。
- (2) 南極条約協議国がマドリッド議定書の附属書 V 第 8 条に基づいてある場所または記念物を史跡または歴史的記念物に指定することを承認していない場合、当該場所または記念物を史跡または歴史的記念物と宣言してはならない。
- (3) 南極条約協議国がある場所または記念物の史跡または歴史的記念物としての指定を修正し、または取り消した場合、総督は、告示によって、当該場所または記念物に関してサブセクション (1) に基づいて行われた告示を変更し、または取り消すことができる。

9 許可の付与および更新

- (1) 所定の書式（書式が定められていない場合は、大臣が承認した書式）で大臣に対して申請があった場合、大臣は、申請者に書面で許可を付与し、当該申請者および当該許可証で名前を挙げられたその他の人に対し、指定された期間にわたって、当該許可証に明記する活動の 1 つまたは複数を実施する認可を与えることができる。
- (1AA) 許可によって認可することのできる活動は、以下のとおりである。
 - (a) パラグラフ 19 (1A) (b) に記載する結果をもたらす活動
 - (b) パラグラフ 19 (1) (b) に記載する活動
 - (c) パラグラフ 19 (1) (c) に記載する活動
 - (d) パラグラフ 19 (1) (d) に記載する活動
 - (e) サブセクション 19 (2) (パラグラフ (g) を除く) に記載する活動
 - (f) パラグラフ 19AA (1) (a) および (b) に記載する活動
 - (g) 南極地域において岩石または隕石を収集または採集する場合は、パラグラフ 19AA (2) (a) に記載する活動
 - (h) 当該あざらし、鳥類または植物が在来あざらし、在来鳥類または在来植物である場合は、パラグラフ 19AB (a) に記載する活動

(1AB) サブセクション (1) は、本セクションおよびセクション 10 の対象となる。

Section 9

- (1AC) 大臣は、大臣が適切と考える条件で、サブセクション (1) に基づいて許可を付与することができる。
- (1A) 当該許可は、活動を実施する地区を指定しなければならない。
- (2) 大臣は、許可を付与するかどうかを決定するにあたって、ならびに許可に適用される条件および制限を決定するにあたって、以下を考慮しなければならない。
- (a) マドリッド議定書の目的および原則
- (b) 当該決定が、あざらし条約が適用される海にあざらしに影響を及ぼす可能性がある場合は——あざらし条約の目的および原則
- (2A) 大臣は、大臣がパート 3 に基づいて、当該活動の提案者（パート 3 の意義の範囲内で）に当該活動の実施を認可していない場合、パート 3 が適用される活動を認める許可を付与してはならない。
- (2B) 大臣は、以下のいずれかによってある人に CEMP 現場に立ち入ることを認める許可が付与されていない場合、その人に当該現場で活動を実施することを認める許可を付与してはならない。
- (a) 1981 年南極海洋生物資源保存法に基づいて定められた規則に基づいて。
- (b) CAMLR 条約の別の締約国によって。
- (3) サブセクション (1) に基づいて探検隊または組織が行う申請には、以下を明記するものとする。
- (a) 探検隊の場合は——探検隊のメンバー全員
- (b) 組織の場合は——当該組織によって、当該組織を代表して行動する権限を与えられたすべての人
- 当該許可証は、それらすべてのメンバーもしくは人、または当該許可証に明記される者に適用されるという表現を用いることができる。
- (4) ある組織に許可が付与されたのち、当該組織を代表して行動する権限を与えられた人に、サブセクション (3) に記載されていない 1 人または複数の人が含まれる場合、当該組織は、直ちにしかるべく大臣に通知するものとし、大臣は、当該組織に書面で通知することによってその人またはそれらの人に許可の適用を拡張し、または許可の適用を拡張することを拒否することができる。
- (5) 大臣は、大臣が指示する方法および場所で、随時有効な許可の登録簿を保管させ、それぞれの許可の目的および許可が付与された条件、ならびに大臣が適切と考えるそれぞれの許可に関連するその他の事項を記載させるものとする。
- (7) 本セクションにおいて、「付与」は、更新による付与を含む。

9A 許可に基づく権限

- (1) 許可の対象となる本人である人（サブセクション（6）を参照）は、必要に応じて他の人に対し、当該許可によって認可された活動の実施にあたって、その許可の対象となる本人のうち1人または複数に同伴する認可を与えることができる。
- (2) 以下の場合を除いて、本人は、サブセクション（1）に基づいて人に認可を与えてはならない。
 - (a) 当該許可に、本人にそのような行為を許す条件が含まれている場合
 - (b) 当該条件および当該許可に含まれるその他の条件に定める要件に従って、当該認可が付与されている場合
- (3) 許可に基づいて本人に同伴する認可を与えられた人は、当該許可の条件に従わなければならない。
- (4) サブセクション（3）を条件として、本法律において、許可は、サブセクション（1）に基づいて認可された人に、当該許可証に明記する活動を実施する認可を与えるものとみなす。
- (5) サブセクション（1）に基づくある人の認可は、その許可の対象となる本人が活動を実施することを妨げない。
- (6) 本セクションにおいて、
許可の対象となる「本人」とは、以下の人を意味する。
 - (a) サブセクション 9（1）に基づいて当該許可を付与された人
 - (b) 当該許可証で名前を挙げられている人

10 許可に適用される制限

- (1) 以下の場合を除いて、許可は、在来鳥類または在来あざらしを殺し、採捕し、傷つけ、またはその他の方法で干渉する認可を与えてはならない。
 - (a) 大臣が以下のとおり確信する場合
 - (i) 当該許可およびセクション 9 に基づいて付与されたその他すべての許可によって、ならびに対応する法律によって、その年に地域的な個体群において殺され、または採捕されるあらゆる種の鳥類またはあざらしの数が、直後の繁殖期において自然に回復する。
 - (ii) 種の多様性、その存在に不可欠な生息地および南極地域内に存在する自然生態系のバランスが維持される。
 - (b) 当該許可証が、当該許可によって認可された活動が以下のために必要な範囲内においてのみ実施されることを、可能な限り確保するような表現になっている場合
 - (i) 当該許可が在来鳥類に関連するものであるときは——科学的支援施設の建設および運営
 - (ii) 当該許可が在来鳥類または在来あざらしに関連するものであるときは——科学的研究、公教育（博物館、動物園もしくはその他の

Section 10

- 教育的・文化的機関における展示を含む) または大臣が適切と考えるその他の教育的・文化的目的のための標本の提供
- (iii) 当該許可が在来鳥類に関連するものであるときは——環境または史跡もしくは歴史的記念物の監視または保存
- (iv) 当該許可が在来鳥類に関連するものであるときは——サブパラグラフ (ii) に基づいて認可されていない科学的活動の避けられない結果に対する準備
- (c) 特別保護種に関連する許可の場合で、
- (i) 当該許可がやむを得ない科学的目的のために付与されているとき。
- (ii) 大臣が、当該許可によって認可された活動が既存の生態系、またはその種もしくはその種の地域的な個体群の存続もしくは回復を危険にさらさないことを確信するとき。
- (1A) 在来の鳥類またはあざらしを殺し、採捕し、傷つけ、またはその他の方法で干渉することを認める許可証には、可能な限り苦痛を最小限に抑える方法で当該鳥類またはあざらしを取り扱わなければならないという条件を明記しなければならない。
- (1B) 以下の場合を除いて、許可は、在来植物を収集し、採集し、危険にさらし、またはその他の方法で干渉する認可を与えてはならない。
- (a) 大臣が、当該許可およびセクション 9 に基づいて付与されたその他すべての許可が原因で、または対応する法律に基づいて影響を受ける可能性のあるあらゆる種の在来植物の数を考慮に入れたうえで、在来植物の種の多様性、在来あざらし、在来鳥類、在来無脊椎動物および在来植物の存在に不可欠な生息地、ならびに南極地域内に存在する自然生態系のバランスが維持されると確信する場合
- (b) 当該許可証が、当該許可によって認可された活動が以下のために必要な範囲内においてのみ実施されることを、可能な限り確保するような表現になっている場合
- (i) 科学的支援施設の建設および運営
- (ii) 科学的研究、公教育（博物館、植物標本館、植物園もしくはその他の教育的・文化的機関における展示を含む）または大臣が適切と考えるその他の教育的・文化的目的のための標本の提供
- (iii) 環境、史跡もしくは歴史的記念物の監視または保存
- (iv) サブパラグラフ (ii) に基づいて認可されていない科学的活動の避けられない結果に対する準備
- (c) 特別保護種に関連する許可の場合で、
- (i) 当該許可がやむを得ない科学的目的のために付与されているとき。
- (ii) 大臣が、当該許可によって認可された活動が既存の生態系、またはその種もしくはその種の植物の地域的な個体群の存続もしくは回復を危険にさらさないことを確信するとき。
- (1C) 隕石を収集もしくは採集し、または岩石もしくは隕石を除去することを認める許可証は、当該許可によって認可された活動が、科学的研究、公教育（博物館もしくはその他の教育的・文化的機関における展示を含む）また

は大臣が適切と考えるその他の教育的・文化的目的のための標本の提供に必要な範囲内においてのみ実施されることを、可能な限り確保するような表現にしなければならない。

- (1D) ある人に在来あざらし、在来鳥類または在来植物を南極地域に持ち込むことを認める許可証は、その人が南極地域に存在しない微生物類の導入を防止するためにすべての合理的な予防措置を講じることを、可能な限り確保するような表現にしなければならない。
- (2) 許可は、以下を南極地域に持ち込む認可を与えてはならない。
- (a) 犬
 - (b) 南極地域に原産ではない生きている鳥類
- (3) 許可は、南極地域に原産ではない動物（犬もしくは生きている鳥類を除く）、植物、ウイルス、細菌、酵母または菌類を南極地域に持ち込む認可を与えてはならない。ただし、当該許可証に明記する種類の動物で、当該許可を付与する目的でマドリッド議定書の附属書 II に明記するものについては、この限りではない。
- (4) 南極地域に原産ではなく、南極地域内で監督しないまま放置すれば自然体系への有害な干渉を引き起こす可能性のある動物、植物、ウイルス、細菌、酵母または菌類を南極地域に持ち込むことを認める許可の条件には、以下の条件を盛り込むものとする。
- (a) 当該許可証に明記するとおり管理すること。
 - (b) 以下のとおり南極地域から除去し、または破棄すること。
 - (i) 当該許可が効力を失う前に目的を達成した場合は——目的を達成したあとに可能な限り早く。
 - (ii) サブパラグラフ (i) が適用されない場合は——当該許可が効力を失う時点で。
- (5) 南極地域に原産ではない動物または植物を南極地域に持ち込むことを認める許可証には、
- (a) 以下を明記しなければならない。
 - (i) 当該許可が関係する動物または植物の数
 - (ii) 当該動物または植物の種
 - (iii) 適切であれば、動物に関連する許可の場合は——それぞれの動物の年齢および性別
 - (b) 当該許可の条件として、その人が当該動物の逃亡または当該動物もしくは植物の在来の動物相および植物相との接触を防止するために、すべての合理的な予防措置を講じなければならないことを明記しなければならない。
- (6) 許可は、管理計画が採択されていない南極特別保護地区で活動を実施する認可を与えてはならない。ただし、以下の場合を除く。
- (a) 当該活動が他の場所では達成できないやむを得ない科学的目的のために実施される場合

Section 11

- (b) 大臣が、当該活動がその地区に存在する自然生態系を危険にさらさないことを確信する場合
- (7) 管理計画に従って活動を実施することができない場合、許可は、当該管理計画が採択されている南極特別保護地区で当該活動を実施する認可を与えてはならない。
- (8) ある人に南極特別保護地区で活動を実施することを認める許可証には、当該許可の条件として、その人が当該地域にいる際に許可証を所持していなければならないことを明記しなければならない。

11 許可の変更、停止および取り消し

- (1) 大臣は、当該許可に関連する本法律の規定もしくは当該許可の規定に対する違反があり、または南極地域の動物相および植物相を保存および保護するために必要または得策であると確信する場合、通知書の直接手渡し、郵送、または許可所持者に関して規定されたその他の方法によって、許可を変更し、停止し、または取り消すことができる。
- (1A) 大臣は、許可所持者から書面で（要求の理由を挙げて）要求があった場合で、以下のとおり確信するときは、サブセクション（1）に定める方法で通知書を送達することによって、許可を変更することができる。
 - (a) 挙げられた理由が変更を正当化している。
 - (b) 当該許可を変更しても、南極地域の動物相および植物相の保存または保護に悪影響を及ぼす可能性のある活動を認可することにならない。
- (2) サブセクション（3）を条件として、許可は、90日を超える期間にわたって停止してはならない。
- (3) 許可の停止期間中に許可に関連する違反についての手続きが開始された場合、当該停止は、当該手続き（上訴を含む）が完了するまで継続させることができる。
- (4) 許可の停止期間中、当該許可は効力を有しないが、許可の有効期間は引き続き継続する。
- (5) 許可の停止は、許可の取り消しを妨げない。

12 条件の変更および取り消し

- (1) 本セクションを条件として、大臣は、許可の有効期間中、通知書の直接手渡し、郵送、または許可所持者に関して規定されたその他の方法によって、許可の条件を変更し、もしくは取り消し、またはさらなる条件を課すことができる。
- (2) 大臣は、許可の条件のいずれかを変更し、もしくは取り消すかどうか、またはさらなる条件を課すかどうか決定するにあたって、以下を考慮しなければならない。
 - (a) マドリッド議定書の目的および原則

- (b) 当該決定が、あざらし条約が適用される海にあざらしに影響を及ぼす可能性がある場合は——あざらし条約の目的および原則

パート 3—環境影響評価

12A 解釈

本パートにおいて、反対の意図が表明される場合を除き、

「環境」とは、南極の環境ならびに依存および関連する生態系を意味する。

12B 本パートの目的

本パートの目的は、以下について定めることである。

- (a) 南極地域で提案された活動を評価し、環境に及ぼす可能性のある影響を確認すること。
- (b) 環境に悪影響を及ぼす可能性のある活動を規制すること。

12C 本パートが適用されない特定の活動

- (1) 大臣は、それらの活動がその性質上、南極の環境に無視できる程度の影響しか及ぼす可能性がないと確信する場合、本パートが特定の種類の活動には適用されないことを書面で決定することができる。（活動の種類は、当該決定書面で明記する。）
- (2) 本パートは、以下には適用されない。
 - (a) 採掘活動
 - (b) サブセクション (1) に基づく決定書面に明記する種類の活動

12D 活動が南極の環境に及ぼす可能性のある影響の予備評価

- (1) 本パートの開始後、
 - (a) ある人もしくは組織が、南極領土における活動の実施を提案する場合、または
 - (b) オーストラリア国外で本法律が適用される人もしくは組織が、南極領土以外の南極地域の地区における活動の実施を提案する場合、当該活動の実施を提案する人または組織（「活動の提案者」）は、
 - (c) 当該活動が環境に及ぼす可能性のある影響（もしあれば）の予備評価を行い、または行わせ、
 - (d) 大臣に当該評価の報告書を提出しなければならない。
- (2)
 - (a) 本パートの開始後、本パートの開始直前に実施されていた活動（「当初の活動」）において変更が提案され、もしくは変更が加えられた場合、または

- (b) 本パートに基づく実施を認可されている活動（「当初の活動」）において変更が提案され、もしくは変更が加えられた場合、変更が提案され、または変更が加えられた活動は、サブセクション (1) において、ある人または組織が実施を提案する（当初の活動とは異なる）新規の活動とみなす。

12E 活動が及ぼす可能性のある影響の予備決定

大臣は、予備評価書に検討を加えたのち、以下の措置を講じなければならない。

- (a) 当該活動が環境に以下のいずれかの影響を及ぼす可能性があるかどうか判断する。
- (i) 軽微または一時的な影響を上回る影響
 - (ii) 軽微または一時的な影響
 - (iii) 無視できる程度の影響
- (b) 当該活動の提案者に書面で決定を通知する。

12F 影響が無視できる程度である場合の活動の認可

- (1) 大臣は、当該活動が環境に無視できる程度の影響しか及ぼす可能性がないと判断した場合、書面で通知して当該活動の提案者に活動実施の認可を与えなければならない。
- (2) 当該認可は、通知に明記する条件の遵守に基づいて与えることができる。

12G 初期の環境評価書

- (1) 当該活動が環境に軽微または一時的な影響を及ぼす可能性があるとして大臣が判断した場合、当該活動の提案者は、当該活動に関する初期の環境評価書を作成し、または作成させ、大臣に提出しなければならない。
- (2) ある活動に関する初期の環境評価書は、以下の条件を満たす報告書である。
- (a) 規則に基づいて当該評価書に盛り込むことを義務づけられている事項（ただし、これに限らない）を記載する。
 - (b) 当該活動が環境に以下のいずれかの影響を及ぼすかどうかについて筋の通った結論に達することのできる方法で、当該活動が環境に及ぼす可能性のある影響を評価する。
 - (i) 軽微または一時的な影響
 - (ii) 軽微または一時的な影響を上回る影響
 - (c) 当該評価書が、環境に対する影響が軽微または一時的である可能性があることを示唆している場合は——環境に対する影響を評価および確認するために必要と考えられる措置について提案する。
- (3) 大臣は、初期の環境評価書に検討を加えたのち、セクション 12H に基づいて決定を下すために、またはセクション 12J に基づく認可に関して条件を課すために追加情報が必要であると考えられる場合、当該活動の提案者に対し、

Section 12H

必要な追加情報を記載した評価書の改訂版を提出するよう書面で要求することができる。

12H 初期の環境評価書に基づく活動の予想される影響についての判断

大臣は、初期の環境評価書または初期の環境評価書の改訂版（場合に応じて）に検討を加えたのち、当該活動が環境に以下のいずれかの影響を及ぼす可能性があるかどうか判断しなければならない。

- (a) 軽微または一時的な影響
- (b) 軽微または一時的な影響を上回る影響

12J 環境に軽微等の影響を及ぼす可能性のある活動の認可

- (1) 大臣は、当該活動が環境に軽微または一時的な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合、書面で通知して当該活動の提案者に活動実施の認可を与えなければならない。
- (2) 当該認可は、通知に明記する条件の遵守に基づいて与え、当該活動が基本的環境原則と一致する方法で実施されるよう確保するために条件を課すことができる。
- (3) 当該条件には、当該活動が環境に及ぼす影響の評価、確認および制限を目的とする指定の手続きの遵守を義務づける条件を含めなければならない（ただし、これに限らない）。
- (4) 当該認可には、所定の条件も課せられる。

12K 包括的な環境評価書

- (1) 当該活動が環境に軽微または一時的な影響を上回る影響を及ぼす可能性があるとして大臣がセクション 12E または 12H に基づいて判断した場合、当該活動の提案者は、以下の文書を作成し、または作成させ、大臣に提出しなければならない。
 - (a) 当該活動に関連する包括的な環境評価書の草案
 - (b) 包括的な環境評価書の草案の処理に関して規則に定める手続きを遵守したうえで——当該活動に関連する包括的な環境評価書の最終版
- (2) 包括的な環境評価書の草案および包括的な環境評価書の最終版は、それぞれ以下の条件を満たす報告書である。
 - (a) 規則に基づいてその種の評価書に盛り込まなければならない事項（ただし、これに限らない）を記載する。
 - (b) 当該活動が環境に及ぼす可能性のある影響を包括的に評価する。
 - (c) 環境に対する影響を評価および確認するために必要と考えられる措置（もしあれば）について提案する。
- (3) 規則は、大臣が本セクションに基づいて受領した以下の評価書の処理にあたって大臣が従うべき手続きを定めることができる。

- (a) 包括的な環境評価書の草案
- (b) 包括的な環境評価書の最終版

12L 環境に軽微等の影響を上回る影響を及ぼす可能性のある活動の認可

- (1) 大臣は、規則の定めに従って当該活動に関連する包括的な環境評価書の最終版を処理したのち、当該活動の実施を認可するかどうか決定しなければならない。
- (2) 大臣は、包括的な環境評価書の最終版およびその他の関連検討事項の内容を考慮して、当該活動を提案どおり、または一定の修正を加えて、基本的環境原則と一致する方法で実施できると確信する場合、官報公示によって当該活動の提案者に対し、当該活動を提案どおり、または修正を加えて実施する認可を与えなければならない。
- (3) 当該認可は、通知に明記する条件の遵守に基づいて与え、当該活動が基本的環境原則と一致する方法で実施されるよう確保するために条件を課すことができる。
- (4) 当該認可には、所定の条件も課せられる。
- (5) 大臣は、サブセクション (2) に定めるとおり確信しない場合、当該活動の実施を認可してはならない。
- (6) 当該活動を承認しないという決定は、
 - (a) 官報に公示し、
 - (b) 決定の理由を示さなければならない。

12M 認可の通知

- (1) セクション 12F、12J または 12L に基づいて与えられた認可の通知は、認可された活動について記述しなければならない。
- (2) 通知には、当該活動の提案者を代表して、またはその管理下で活動を実施する人に当該認可を適用する旨明記することができる。

12N 認可の変更、停止および取り消し

- (1) 大臣は、基本的環境原則に従って行動するために必要であると確信する場合、セクション 12PA に従って通知することによって、本パートに基づいて与えられた活動実施の認可を変更することができる。
- (2) 大臣は、ある活動を実施する認可を与えられた人から書面で（要求の理由を挙げて）要求があった場合で、以下のとおり確信するときは、セクション 12PA に従って通知することによって、認可を変更することができる。
 - (a) 挙げられた理由が変更の理由として妥当である。
 - (b) 要求どおりに認可を変更しても、基本的環境原則と矛盾することにはならない。

Section 12P

- (3) 大臣は、以下のとおり確信する場合、セクション 12PA に従って通知することによって、本パートに基づいて与えられた活動実施の認可を変更し、停止し、または取り消すことができる。
 - (a) 当該認可が与えられた条件が遵守されなかったか、または、遵守されていない。
 - (b) 基本的環境原則に従って行動するために必要である。
- (4) サブセクション (5) を条件として、認可は、停止の通知に明記する期間（停止の効力発生日後 90 日を超えない）にわたって停止される。
- (5) 本パートに基づいて認可された活動の実施に関連する違反についての手続きが当該認可の停止期間中に開始された場合、当該停止は、当該手続き（上訴を含む）が完了するまで継続させることができる。
- (6) 活動を実施する認可を与えられた人の要求に応じて行われた変更、停止または取り消しは、以下のいずれかの時点で効力を生じる。
 - (a) 変更、停止または取り消しの通知が行われた時点
 - (b) 当該通知に明記するその後の時点
- (7) 活動を実施する認可を与えられた人の要求に応じて行われたのではない変更、停止または取り消しは、以下のいずれかの時点で効力を生じる。
 - (a) 当該変更、停止または取り消しが直ちに効力を生じなければ不可逆的な環境損害がもたらされる可能性があるとして大臣が考える場合は——変更、停止または取り消しの通知が行われた時点
 - (b) 当該変更、停止または取り消しの通知が行われた日から 14 日目の開始時点、または当該通知に明記するその後の時点
- (8) 本セクションに基づいて行われた変更、停止または取り消しの通知には、当該変更、停止または取り消しが効力を生じる時点を明示しなければならない。
- (9) サブセクション (8) の不遵守があった場合においても、通知は無効とならない。

12P 条件の変更等

- (1) 本パートに基づく認可が認可の通知に明記する条件に従って与えられている場合、大臣は、セクション 12PA に従って通知することによって、それらの条件のいずれかを変更し、もしくは取り消し、またはさらなる条件を課すことができる。
 - (2) 活動を実施する認可を与えられた人の要求に応じて行われた変更、取り消しまたは条件追加は、以下のいずれかの時点で効力を生じる。
 - (a) 変更、取り消しまたは条件追加の通知が行われた時点
 - (b) 当該通知に明記するその後の時点
 - (3) 活動を実施する認可を与えられた人の要求に応じて行われたのではない変更、取り消しまたは条件追加は、以下のいずれかの時点で効力を生じる。
-

- (a) 当該変更、取り消しまたは条件追加が直ちに効力を生じなければ不可逆的な環境損害がもたらされる可能性があるとして大臣が考える場合は—変更、取り消しまたは条件追加の通知が行われた時点
 - (b) 当該変更、停止または取り消しの通知が行われた日から 14 日目の開始時点、または当該通知に明記するその後の時点
- (4) 本セクションに基づいて行われた変更、取り消しまたは条件追加の通知には、当該変更、取り消しまたは条件追加が効力を生じる時点を明示しなければならない。
- (5) サブセクション (4) の不遵守があった場合においても、通知は無効とならない。

12PA 変更等の通知方法

サブセクション 12N (1)、(2) および (3) ならびに 12P (1) において、通知は、以下のいずれかの方法で行わなければならない。

- (a) 当該通知が関係する認可の対象となる活動の提案者に書面で。
- (b) 当該通知が関係する認可の対象となる活動の提案者に、無線、電話またはその他の電子的手段で伝送されるメッセージによって。
- (c) 官報公示によって。

12Q 活動の監視

規則は、以下のいずれかの目的で、本パートに基づいて認可された活動の監視について定めることができる。

- (a) 当該活動が認可に従って実施されているかどうか確認すること。
- (b) 当該活動が環境に及ぼす影響を評価すること。

パート 4—監視員

13 監視員の任命

大臣は、文書によって、ある人を監視員に任命することができる。

14 職権上の監視員

本セクションによって、オーストラリア連邦警察または南極領土の警官隊のメンバーは、すべて監視員である。

15 身分証明書

- (1) 大臣は、警官隊のメンバー以外のそれぞれの監視員に対し、所持者の写真を含む大臣が承認した書式の身分証明書を発給させるものとする。
- (2) 監視員でなくなった人は、直ちに身分証明書を大臣に返還するものとする。
- (3) サブセクション (2) に違反した人は、1 罰金単位を超えない罰金による有罪判決に基づいて罰すべき違反を犯したことになる。

16 緊急逮捕

- (1) 監視員は、以下のとおり合理的に考える場合、令状なしに何人でも逮捕することができる。
 - (a) その人が本法律の違反をすでに犯し、または現在犯している。
 - (b) 召喚によるその人に対する手続きは有効ではない。
- (2) 監視員（制服を着用する警官隊のメンバーを除く）は、サブセクション (1) に基づいてある人を逮捕するにあたって、以下の措置を講じるものとする。
 - (a) 警官隊のメンバーである場合は——その人が閲覧できるように、自己が警官隊のメンバーであるという事実を示す証拠書類を提示する。
 - (b) その他の場合は——その人が閲覧できるように、自己の身分証明書を提示する。
- (3) サブセクション (1) に基づいてある人を逮捕する場合、監視員は、直ちにその人を治安判事またはその他の適切な当局に連行し、または連行させ、法律に従って処理させるものとする。
- (4) 本セクションのいかなる規定も、他の法律に従ってある人を逮捕することを妨げない。

17 監視員の一般権限

- (1) サブセクション (2) を条件として、監視員は、合理的な根拠に基づいて、車両、そり、航空機または船舶に以下のいずれかが積載されていると考える場合、当該車両、そり、航空機または船舶を捜索することができ、その

ために当該車両、そり、航空機または船舶を停止させ、または拘束することができる。

(a) 本法律の違反が犯されている動物、植物、ウイルス、細菌、酵母、菌類または物品

(b) 本法律の違反に関する証拠を提供するもの。

(2) サブセクション (3) を条件として、監視員は、以下を捜索してはならない。

(a) 国防軍の部門に属する航空機または船舶

(b) 外国航空機または外国船舶

ただし、当該航空機または船舶を差し当たり管理している人が捜索を許可し、その人が要求した場合に、国防軍の部門または外国航空機もしくは外国船舶（場合に依じて）の人員が当該捜索を監督するために立ち会うときは、この限りではない。

(3) サブセクション (2) は、南極領土にある外国航空機または外国船舶（戦闘機または軍艦を除く）には適用されない。

(4) 監視員は、以下の措置を講じることができる。

(a) 本法律の違反を犯しているところを自己が確認した人、または本法律の違反を犯したのではないかと自己が合理的に疑う人に対し、フルネームおよび住所を述べるよう要求する。

(b) 許可証の所持が義務づけられている行為を行っているところを自己が確認した人、または許可証の所持が義務づけられている行為を行ったのではないかと自己が合理的に疑う人に対し、当該許可証または当該許可証の存在の証拠および内容を提示するよう要求する。

(c) パート 3 に基づく認可が義務づけられている活動を実施しているところを自己が確認した人、またはパート 3 に基づく認可が義務づけられている活動を実施したのではないかと自己が合理的に疑う人に対し、当該認可または当該認可の存在の証拠および内容を提示するよう要求する。

(5) 監視員（制服を着用する警官隊のメンバーを除く）は、車両、そり、航空機または船舶を停止させ、または捜索もしくは拘束を提案するにあたって、以下の措置を講じるものとする。

(a) 警官隊のメンバーである場合は——その車両、そり、航空機または船舶の責任者が閲覧できるように、自己が警官隊のメンバーであるという事実を示す証拠書類を提示する。

(b) その他の場合は——その人が閲覧できるように、自己の身分証明書を提示する。

上記の措置を講じなかった場合、当該監視員は、その車両、そり、航空機または船舶を捜索または拘束する権限を有しない。

(6) 監視員（制服を着用する警官隊のメンバーを除く）は、サブセクション (4) に従ってある人に要求するにあたって、以下の措置を講じるものとする。

(a) 警官隊のメンバーである場合は——その人が閲覧できるように、自己が警官隊のメンバーであるという事実を示す証拠書類を提示する。

Section 18

(b) その他の場合は——その人が閲覧できるように、自己の身分証明書を提示する。

当該監視員が上記の措置を講じなかった場合、その人は、要求に従う義務を負わない。

(7) 以下の場合、違反を犯したことになる。

(a) 監視員が本セクションに基づいてその人に要求し、

(b) その人が要求に従わなかった場合

刑罰： 10 罰金単位

(7A) サブセクション (7) に基づく違反は、厳格責任の違反である。

注： 「厳格責任」については、刑法のセクション 6.1 を参照のこと。

(8) パラグラフ (4) (b) において、「許可」は、公認外国認可を含む。

18 押収

(1) 監視員は、本法律の違反にかかっていると自己が合理的に考える物品を押収し、押収後 60 日間が満了するまで、または当該物品がかかっている可能性のある本法律の違反についての手続きが当該期間中に開始された場合は、当該手続き（上訴を含む）が完了するまで、当該物品を保有することができる。

(2) 監視員は、本法律の違反にかかっていると自己が合理的に考える動物、植物、ウイルス、細菌、酵母または菌類を押収することができる。

(3) サブセクション (2) に基づいて押収が行われた場合、大臣は、押収品を保有または処分させることができる。当該押収品が本法律の違反にかかっていなかった場合、当該押収を理由として損失または損害を被った人は、適正な補償金を受け取る権利を有する。

パート 5—違反

19 環境に関連する違反

(1A) 以下の場合は、違反を犯したことになる。

- (a) その人がある行為を行い、
- (b) 当該行為が、
 - (i) 南極地域において在来鳥類、在来無脊椎動物もしくは在来あざらしの死または負傷をもたらし、
 - (ii) 南極地域において在来鳥類、在来無脊椎動物もしくは在来あざらしの採捕をもたらし、
 - (iii) 南極地域において在来鳥類、在来無脊椎動物もしくは在来あざらしへのその他の干渉をもたらし、
 - (iiia) 在来鳥類もしくは在来あざらしを乱し、または
 - (iv) 南極地域において在来植物の損傷もしくは在来植物へのその他の干渉をもたらした場合

刑罰： 禁固 2 年（もしくは懲役 2 年）または 120 罰金単位のいずれか一方または両方

(1) 以下の行為は、これを行ってはならない。

- (b) 南極地域において在来植物を収集または採集する。
- (c) 南極地域に原産ではない動物、植物、ウイルス、細菌、酵母または菌類を南極地域に持ち込み、または南極地域で保管する。
- (caa) 犬を南極地域に持ち込み、または犬の所有者である場合は、犬が南極地域にとどまることを容認する。
- (ca) 以下のいずれかを南極地域に持ち込み、または南極地域で保管する。
 - (i) 非殺菌土
 - (ii) ポリ塩化ビフェニル類
 - (iii) ポリスチレンビーズもしくはポリスチレンチップまたは類似の種類のパッケージング材料
- (cb) 殺虫剤を南極地域に持ち込み、または南極地域で保管する。
- (d) 南極特別保護地区に立ち入り、または同地区でその他の活動を実施する。
- (e) 南極特別管理地区において、当該地区に関連する管理計画で認可されていない方法で活動を実施する。

罰則： 禁固 2 年（もしくは懲役 2 年）または 120 罰金単位のいずれか一方または両方

(1B) 以下の場合は、違反を犯したことになる。

- (a) その人がある行為を行い、
- (b) 当該行為が、

Section 19

- (i) 史跡に損害をもたらし、
- (ii) 歴史的記念物を破壊し、または歴史的記念物の損害もしくは除去をもたらす場合

罰則： 禁固 2 年（もしくは懲役 2 年）または 120 罰金単位のいずれか一方または両方

- (2) 南極地域において、以下の行為を行ってはならない。
 - (a) 鳥類またはあざらしの群れを乱すような方法で航空機を使用する。
 - (b) 鳥類またはあざらしの群れを乱す方法で車両または船舶を使用する。
 - (c) 鳥類またはあざらしの群れを乱す方法で爆薬を使用する
 - (d) 鳥類またはあざらしの群れを乱す方法で火器を使用する。
 - (e) 徒歩で移動中に、鳥類またはあざらしの群れを乱す。
 - (ea) 以下の結果をもたらす活動を実施する。
 - (i) あらゆる種の在来あざらし、在来鳥類、在来無脊椎動物もしくは在来植物の生息地・生育地、または
 - (ii) 在来あざらし、在来鳥類、在来無脊椎動物もしくは在来植物の個体群を不利な形で大きく変化させる。
 - (g) 南極地域に原産ではない動物、植物、ウイルス、細菌、酵母または菌類で、許可によって、または食用として南極地域に持ち込まれたものが、自己の管理またはその他の人の管理を離れる事態をもたらし、または離れることを許可する。

罰則： 禁固 2 年（もしくは懲役 2 年）または 120 罰金単位のいずれか一方または両方

- (3) 以下の場合、本セクションは、いかなる措置との関連でも適用されない。
 - (a) 当該措置が、以下のいずれかの目的で緊急時に実施された場合
 - (i) 人を死亡または重傷から救うこと。
 - (ii) 船舶もしくは航空機の安全または重要な設備・施設の安全を確保すること。
 - (iii) 環境を保護すること。
 - (b) パラグラフ (1) (c) に記載する種類の措置の場合は——動物（生きている鳥類を除く）、植物、ウイルス、細菌、酵母または菌類（場合に応じて）が食用として南極地域に持ち込まれたとき。
 - (ba) パラグラフ (1) (cb) に記載する種類の措置の場合は——当該殺虫剤が科学、医療または衛生上の目的で使用されるとき。
 - (c) 問題の措置が許可または公認外国認可に従って実施された場合
 - (d) パラグラフ (2) (a)、(2) (b)、(2) (c) または (2) (e) に記載する種類の措置の場合は——問題の措置が科学的支援施設の建設または運営に合理的に必要であったとき。
- (4) 本セクションにおいて、

- 「群れ」とは、
- (a) 鳥類の場合は 20 羽を超える集団を意味し、
 - (b) あざらしの場合は 20 頭を超える集団を意味する。

19AA 岩石および隕石に関連する違反

- (1) ある人が以下のことを行った場合は、違反を犯したことになる。
 - (a) その人が隕石を収集または採集し、
 - (b) その人が南極地域において隕石を収集または採集し、
 - (c) その人が許可に従わずに当該隕石を収集または採集した場合罰則： 禁固 2 年（もしくは懲役 2 年）または 120 罰金単位のいずれか一方または両方

- (2) ある人が以下のことを行った場合は、違反を犯したことになる。
 - (a) その人が南極地域から岩石または隕石を除去し、
 - (b) 当該岩石または隕石が南極地域において（その人によってか否かを問わず）収集または採集され、
 - (c) その人が許可に従わずに当該岩石または隕石を除去した場合罰則： 禁固 2 年（もしくは懲役 2 年）または 120 罰金単位のいずれか一方または両方

19AB 在来種の返還に関連する違反

- 以下の場合は、違反を犯したことになる。
- (a) その人があざらし、鳥類または植物を南極地域に持ち込み、
 - (b) 当該あざらし、鳥類または植物が在来あざらし、在来鳥類または在来植物であり、
 - (c) その人が許可に従わずに当該あざらし、鳥類または植物を持ち込んだ場合
- 罰則： 禁固 2 年（もしくは懲役 2 年）または 120 罰金単位のいずれか一方または両方

19A 南極領土における採掘の禁止

- (1) 以下の場所で採掘活動に従事してはならない。
 - (a) 南極領土
 - (b) 南極地域内にある以下のいずれかの部分
 - (i) 南極領土の大陸棚
 - (ii) ハード島およびマクドナルド諸島として知られる島々のいずれかの大陸棚罰則： 禁固 16 年（もしくは懲役 16 年）または 1,000 罰金単位のいずれか一方または両方

Section 19B

- (2) サブセクション (1) は、当該活動が許可に従った隕石の収集もしくは採集、または岩石もしくは隕石の除去である場合、採掘活動に適用されない。

注： サブセクション (2) の事項に関連する立証責任は、被告が負う。刑法のサブセクション 13.3 (3) を参照のこと。

19B 南極地域における採掘の禁止

- (1) オーストラリアの国民は、以下を除く南極地域の地区で採掘活動に従事してはならない。

(a) 南極領土

(b) パラグラフ 19A (1) (b) に記載する大陸棚のいずれかの地区

罰則： 禁固 16 年（もしくは懲役 16 年）または 1,000 罰金単位のいずれか一方または両方

- (2) サブセクション (1) は、当該活動が許可に従った隕石の収集もしくは採集、または岩石もしくは隕石の除去である場合、採掘活動に適用されない。

注： サブセクション (2) の事項に関連する立証責任は、被告が負う。刑法のサブセクション 13.3 (3) を参照のこと。

19C 違反の起訴

- (1) セクション 19A または 19B の違反は、正式起訴犯罪である。
- (2) サブセクション (1) にもかかわらず、略式裁判所は、そうすることが適切であると確信し、被告および検察官が同意した場合、セクション 19A または 19B の違反の審理を行い、それに関する手続きを決定することができる。
- (3) サブセクション (2) に基づいて、略式裁判所がある人にセクション 19A または 19B の違反で有罪を宣告した場合、同裁判所が課すことのできる罰則は、以下を超えない罰金である。
- (a) 個人の場合は——100 罰金単位
- (b) 法人の場合は——500 罰金単位

20 許可の条件の違反

- (1) 以下の場合、違反を犯したことになる。
- (a) 許可の条件の規定がその人に適用され（サブセクション 9A (3) によってその人に適用される条件の規定を含む）、
- (b) その人が行為に従事し、
- (c) 当該行為が条件に違反している場合

罰則： 禁固 1 年（もしくは懲役 1 年）または 60 罰金単位のいずれか一方または両方

- (2) 本セクションにおいて、

「行為への従事」とは、以下のいずれかを意味する。

- (a) ある行為を行うこと。
- (b) ある行為の遂行を怠ること。

21 情報提供

- (1) 許可に従ってサブセクション (1AA) に記載する行為を行う人は、大臣または権限を付与された当局者に対し、所定の書式（書式が定められていない場合は、大臣が承認した書式）で、当該行為を行ったあと可能な限り早く、その人が当該行為を行ったことを通知しなければならない。

罰則： 60 罰金単位

- (1AA) サブセクション (1) に基づいて通知しなければならない行為は、以下のとおりである。

- (a) パラグラフ 19 (1A) (b) に記載する結果をもたらす行為
- (b) パラグラフ 19 (1) (b) に記載する行為
- (c) パラグラフ 19 (1) (d) に記載する行為

- (1A) サブセクション (1) に基づく違反は、厳格責任の違反である。

注： 「厳格責任」については、刑法のセクション 6.1 を参照のこと。

- (2) サブセクション (1) において、「権限を付与された当局者」とは、同サブセクションの目的のために、大臣が官報公示によって任命した人を意味する。

21AA 緊急事態下で行われた行為に関する情報提供

- (1) 緊急時において、
 - (a) 人を死亡もしくは重傷から救うために、
 - (b) 船舶・航空機の安全もしくは重要な設備・施設の安全を確保するために、または
 - (c) 環境を保護するために、許可または公認外国認可に従わずにサブセクション (2) に記載する行為を行う人は、当該行為実施後 30 日目の終了時点までに、大臣または権限を付与された当局者に対し、その人が当該行為を行ったことを通知しなければならない。

罰則： 60 罰金単位

- (2) サブセクション (1) に基づいて通知しなければならない行為は、以下のとおりである。
 - (a) パラグラフ 19 (1A) (b) に記載する結果をもたらす行為
 - (b) サブセクション 19 (1) に記載する行為
 - (c) サブセクション 19 (2) に記載する行為
- (3) 以下の場合、サブセクション (1) は、適用されない。

Section 21AB

- (a) その人が当該行為実施後 30 日目の終了時点までに、大臣または権限を付与された当局者に対し、当該行為について通知することが不可能である場合
- (b) その人が、その日後に可能な限り早く、大臣または権限を付与された当局者に対し、当該行為について通知した場合

注： サブセクション (3) の事項に関連する立証責任は、被告が負う。刑法のサブセクション 13.3 (3) を参照のこと。

- (4) サブセクション (1) には厳格責任が適用される。

注： 「厳格責任」については、刑法のセクション 6.1 を参照のこと。

- (5) 本セクションにおいて、

「権限を付与された当局者」とは、本セクションの目的のために、大臣が官報公示によって権限を付与した人を意味する。

21AB 緊急事態下で行われた行為に関するさらなる情報提供

- (1) 緊急時において、
 - (a) 人を死亡もしくは重傷から救うために、
 - (b) 船舶・航空機の安全もしくは重要な設備・施設の安全を確保するために、または
 - (c) 環境を保護するために、許可または公認外国認可に従わずにサブセクション 21A (2) に記載する行為を行う人は、当該行為が行われた日から 60 日目の終了時点までに、大臣または権限を付与された当局者に対し、所定の書式（書式が定められていない場合は、大臣が承認した書式）で報告書を提出し、
 - (d) 当該措置について記述し、
 - (e) 当該措置が講じられた理由を説明しなければならない。

罰則： 60 罰金単位

- (2) 以下の場合、サブセクション (1) は、適用されない。
 - (a) その人が当該行為実施後 60 日目の終了時点までに、大臣または権限を付与された当局者に対し、報告書を提出することが不可能である場合
 - (b) その人が、その日後に可能な限り早く、大臣または権限を付与された当局者に対し、報告書を提出した場合

注： サブセクション (2) の事項に関連する立証責任は、被告が負う。刑法のサブセクション 13.3 (3) を参照のこと。

- (3) サブセクション (1) には厳格責任が適用される。

注： 「厳格責任」については、刑法のセクション 6.1 を参照のこと。

- (4) 本セクションにおいて、

「権限を付与された当局者」とは、本セクションの目的のために、大臣が官報公示によって権限を付与した人を意味する。

21A 無許可活動

- (1) 本セクションにおいて、
- 「活動」とは、パート 3 が適用される活動を意味する。
- (2) ある人が以下のことを行った場合は、違反を犯したことになる。
- (a) その人がある活動を実施し、
 - (b) その人が南極地域において当該活動を実施し、
 - (c) その人が当該活動を実施するためにパート 3 に基づいて大臣の認可を得ていない場合

罰則： 禁固 7 年（もしくは懲役 7 年）または 420 罰金単位のいずれか一方または両方

- (3) 以下の場合は、違反を犯したことになる。
- (a) 大臣がパート 3 に基づいて、その人に条件の遵守に基づいて南極地域においてある活動を実施する認可を与え、
 - (b) その人が当該活動を実施し、
 - (c) その人が条件を遵守せずに当該活動を実施した場合

罰則： 禁固 2 年（もしくは懲役 2 年）または 120 罰金単位のいずれか一方または両方

- (4) ある人をサブセクション (2) または (3) の違反で起訴するにあたって、以下の場合は抗弁になる。
- (a) 当該活動が、以下の目的で緊急時に実施された場合
 - (i) 人を死亡または重傷から救うこと。
 - (ii) 船舶もしくは航空機の安全または重要な設備・施設の安全を確保すること。
 - (iii) 環境を保護すること。
 - (b) その人が締約国の法律に基づいて当該活動を実施する認可を与えられていた場合

注： サブセクション (4) の事項に関連する立証責任は、被告が負う。刑法のサブセクション 13.3 (3) を参照のこと。

パート 6—雑則

25 政府および機関の当局者および職員

総督は、州知事または北部特別地域行政官と、その州もしくは北部特別地域、またはその州もしくは北部特別地域の機関（場合に応じて）の当局者または職員による本法律に基づく職務の遂行および権限の行使について取り決めることができる。

26 南極地域に関連するプログラム等

大臣は、南極の動物相および植物相の保存ならびに南極地域の環境保護との関連で、以下について政府、組織または人と取り決めに結ばせ、取り決めに結び、または協力することができる。

- (a) プログラムの策定および実施
- (b) 研究の実施
- (c) 情報の普及

27 委任

大臣は、省の当局者または省で雇用される人に対し、以下を除いて、本法律に基づく自己の職務および権限の全部または一部を委任することができる。

- (a) セクション 12L に基づく職務
- (b) セクション 12L に基づいて与えられた認可を変更し、停止し、または取り消すセクション 12N に基づく権限
- (c) セクション 12L に基づいて与えられた認可に適用される条件を変更し、または取り消すセクション 12P に基づく権限

28 決定の見直し

- (1) 行政控訴裁判所に対し、セクション 9、10、11、12、12E、12F、12H、12J、12L、12N または 12P に基づいて下された大臣の決定の見直しを申請することができる。
- (1A) 行政控訴裁判所は、1975 年行政控訴裁判所法のサブセクション 41 (2) に基づいて命令することによって、以下の運用もしくは実施を妨げ、またはその他の方法で影響を与えてはならない。
 - (a) パラグラフ 12N (7) (a) が適用されるサブセクション 12N (1) または (3) に基づく決定
 - (b) パラグラフ 12P (3) (a) が適用されるサブセクション 12P (1) に基づく決定

- (2) 本セクションにおいて、「決定」は、1975年行政控訴裁判所法に定めるものと同じ意味を有する。

29 規則

- (1) 総督は、以下の規則を定めることができる。
- (a) 本法律と一致せず、下記事項について記述する規則
 - (i) 記述することが本法律によって要求または許可されている事項
 - (ii) 本法律の実施または実行のために記述することが必要または得策である事項
 - (c) 南極地域においてマドリッド議定書の締約国による実施が提案されている活動との関連で、当該締約国から受領した包括的な環境評価書に対処するにあたって従うべき手続きを定める規則
 - (d) 以下のいずれかについて定める規則
 - (i) 南極地域における廃棄物の管理および処分
 - (ii) 南極地域からの廃棄物の除去
- (2) サブセクション (1) の一般性を制限することなく、以下の規則を定めることができる。
- (a) 監視員に付与される職務および権限、ならびに課せられる責務について定める規則
 - (ab) 以下のいずれかに関する規則に基づいて設定または計算される金額または率の手数料の支払いについて定める規則
 - (i) 許可申請の処理
 - (ii) 許可の付与
 - (iii) パート 3 に基づく予備評価書、初期の環境評価書または包括的な環境評価書の処理
 - (iv) パート 3 に基づく活動の認可
 - (b) 南極の動物相および植物相の保存および南極地域の環境保護について定める規則
 - (c) 南極地域の動物相、植物相および環境にとって有害であり、または有害である可能性がある場合に、土壌、空気、水または氷の汚染を規制または禁止する規則
 - (d) 南極特別保護地区または南極特別管理地区における人の行為を規制する規則
 - (f) 動物、植物、ウイルス、細菌、酵母および菌類の南極地域への持ち込み、または南極地域からの持ち出しを規制または禁止する規則
 - (g) 南極地域に原産ではない動物、植物、ウイルス、細菌、酵母または菌類の南極地域における管理および破棄について定める規則
 - (h) 病気および寄生虫の南極地域への導入の防止について定める規則
 - (i) 南極地域における科学的目的での標本の採集および研究の実施について定める規則

Section 29

- (j) 南極の動物相および植物相の保存ならびに南極地域の環境保護に関連する目的で、南極地域の指定された地区における車両、そりおよび船舶の使用、ならびに同地区における航空機の着陸・使用および同地区の上空における航空機の飛行を規制または禁止する規則
 - (k) 上記のいずれかに付帯または関連する事項について定める規則
- (3) 本法律によって付与される規則制定権限は、
- (a) 当該権限が適用されるすべての事例との関連で、指定された例外の対象となるすべての事例との関連で、または指定された事例もしくは指定された種類の事例との関連で、
 - (b) 当該権限の行使に関連する事例に関して、それらすべての事例について同じ規定を設け、または異なる事例もしくは異なる種類の事例について異なる規定を設けるために、行使することができる。
- (4) 本法律によって付与される規則制定権限は、暗に、以下の事実だけを理由にある事項について、またはある事項との関連で規定を設ける権限を除外するとは解釈しないものとする。
- (a) その事項または別の事項との関連で、本法律によって規定が設けられている。
 - (b) 別の事項について、または別の事項との関連で、規則によって規定を設ける権限が本法律によって明示的に付与されている。
- (5) 規則は、規則の違反に対して 50 罰金単位を超えない刑罰を定めることができる。
- (6) 規則によって定められる刑罰に関してサブセクション (5) によって課せられる制限は、規則が、ある人に制定法上の宣言を行うよう義務づけることを妨げない。
